

くみあいニュース

山口大学教職員組合(2020年10月14日 Wednesday)

第226号(2019年度-第5号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@ma4.seikyuu.ne.jp

任期付教員への年俸制一律適用の「凍結・撤回」を拒否 ～再度の申し入れ(9/18)への回答(9/30)で、合理的説明なしに～

組合の再度の申し入れ(9/18付)、「くみあいニュース第224号」3頁に掲載)に対して、山口大学は9月30日(水)に副学長名の回答(2頁参照)を提示しましたが、既報のとおり具体的な根拠を示すことなく「凍結又は撤回することは考えておりません」とした、受け入れ難い回答となっています。

しかも、在職者の年俸制移行は本人の同意が条件であることを認めながらも、任期制教員は「長期雇用が前提となっている在職者ではない」等と、その他の在職者との違いを強調していますが、在職者であることまでは否定できず、整合性のない説明となっています。

また、団体交渉申し入れに対して「具体的な交渉事項をご提示いただきたい」としていますが、回答書を持参した人事課長へ組合は、申し入れの中で「凍結後、速やかに撤回すべき」と主張しており当然ながら「凍結・撤回」が交渉事項であると伝えました。



再任者は在職者であり、年俸制一律適用の後出し強行は不当 ～学長に対して問題点を指摘し、団体交渉開催を求める(10/5)～

組合は10月8日(木)、学長に対して「任用更新者への年俸制一律適用問題についての団体交渉開催申し入れ」(3頁参照)を提出した他、9月29日(火)には人事課長に対して書記長名で「新規採用者・任期付教員への新年俸制一律適用問題について」として、任期付教員の任期満了年月別在職状況・人事委員会議事録など、本件関係の資料提示を求めています。また、両副学長に対しては、やはり9月29日に「新規採用者の給与決定について(申し入れ)」を提出し、新年俸制制度導入前からの採用公募案件・採用選考開始後に新年俸制適用とすることを求める大学方針の問題点についても指摘し、説明を求めています。

* 任期付教員関係資料及び9月29日付け申し入れ「新規採用者の給与決定について」への学長回答が10月13日(火)に提示されました。詳しくは次号で報じますのでお待ちください。



緊急診療等従事手当、4時間以上の手術は5千円引き上げ2万円に ～組合の申し入れ、組合アンケートへの声を踏まえた再検討で～



医学部及び附属病院の診療医への裁量労働制適用問題についての組合の申し入れ(8/7)への10月5日付け回答(4頁参照)が提示されました。これによると、裁量労働制適用とした場合に従来の時間外手当に代わるものとして支給を予定している「緊急診療等従事手当」について、4時間を超える勤務で手術等人命に係る業務に従事した場合の支給額が当初の15,000円から20,000円に引き上げる、とされています。この他、先に発行した「くみあいニュース第223号」で報じましたとおり、今後、対象者への説明会開催・各診療科(講座)単位での適用可否検討などを経て確定させた後、手当引き上げのための就業規則改正・裁量労働適用についての労使協定締結へと進むこととなります。

なお、医師及びドクターズ・クラーク増員については、「別案件として検討」とされており、引き続き診療実態を踏まえた声をあげていくことが求められます。

令和2年9月30日

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修 殿

山口大学
副学長 古賀 和利
副学長 田中 和広

任期制教員再任時に年俸制を適用するとの人事委員会決定
について（回答）

2020年9月18日付けで申し入れのありました標記の件につきまして、以下のとおり回答いたします。

記

令和2年9月14日付け文書で回答しましたとおり、任期制教員の再任は新たに雇用契約を結び直す雇用であり、再任時に新たな雇用契約を提示することは問題ないことです。

貴組合のご指摘のとおり、在職者については本人の同意を得た上で年俸制へ移っていただいておりますが、任期制教員については、従前の雇用契約が当然に継続される、又は長期雇用が前提となっている在職者ではないと考えております。このため7月7日付け学内通知を凍結又は撤回することは考えておりません。

なお、このことに関して貴組合に対する説明が一切なく学内へ通知したことは了解できない旨のご指摘につきましては、重ねて説明不足であったと認め、お詫び申し上げます。

また、団体交渉の申し入れをいただいておりますが、具体的な交渉事項をご提示いただきたいと思います。

2020年10月8日

国立大学法人山口大学
学 長 岡 正 朗 殿

山口大学教職員組合
執行委員長 福田 修



任用更新者への年俸制一律適用問題についての団体交渉開催申し入れ

私どもは9月18日付けで、「任期付教員の任用審査を実施する部局等については、任用更新の条件として更新後の給与は年俸制を適用することを必須とする。」という7月6日の人事委員会決定についての撤回を求め、再度の申し入れを行いました。それに対して、古賀・田中両副学長は9月30日に文書回答で、任期付教員も在職者であることを認めながらも、雇用契約が当然に継続される在職者ではなく、本人の同意なしで年俸制へ移行させることができるとし、凍結・撤回することは考えていないとしています。

しかしながら、そのような説明は制度決定時にはなかった上に、労働法制上も容認しがたいものであると考えます。

また、回答を提示するに際して、当方が求めた人事委員会での再協議を行うことなく、貴職など4名のみでの協議で「回答」を成文化されたことについても不適切な対応であると考えます。

つきましては、下記の要求事項について、団体交渉を速やかに開催いただくよう申し入れます。

記

1. 7月6日開催の人事委員会決定撤回
2. 7月7日付け副学長通知撤回
3. その他

令和2年10月5日

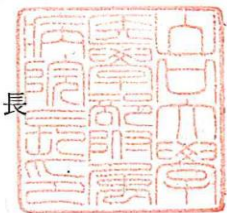
山口大学教職員組合

執行委員長 福田 修 殿

大学院医学系研究科長



附属病院長



臨床系教員への裁量労働制適用問題について（回答）

2020年8月7日付け文書で貴職から質問等のあった件について、下記のとおり回答します。

記

令和2年6月に全診療科長等に対して、裁量労働制に移行する背景・目的等を直接説明するとともに、各個人毎に過去の時間外勤務等の実績額と新設予定である手当額との増減を記載した資料も示した上で意見聴取を行い、その後、各診療科内での意見の取りまとめを依頼しました。

上記の過程を経たうえで、意見を最大限反映し、貴組合のアンケート結果を踏まえ、手当額を増額した原案（4時間を超える勤務で、手術等人命に係る業務に従事したものを15,000円から20,000円に増額）を作成し、令和2年9月16日（水）に開催した第371回病院戦略会議及び同日開催した第250回病院運営審議会の協議事項として審議し、了承されたところです。

今後は、対象職員に対する説明会を開催したうえで、診療科（講座）単位で裁量労働制適用の可否について検討していただいた後に、適用希望の有無について意向調査を行う予定としています。

なお、手当額の充実に伴い、当初の考えでお示ししていた医師やドクターズ・クラークの増員については、別案件として検討させていただきます。